

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第43号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の22第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。